

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について **R7.7月改訂版**

R7 津市立藤水小学校

	〈1〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報、または、気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合	〈2〉 大雨、洪水、波浪、高潮などの各警報または大雨、洪水、強風、雷などの注意報が発表された場合
始業前	<u>◎午前6時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、休校とします。</u> （午前6時以降に警報が解除されても、1日休校となります。） <u>◎午前6時までに警報が解除された場合は、通常どおり授業・給食を実施します。</u> * 下校時刻や給食の有無などについて変更の可能性もありますので、必ず「マチコミメール」で確認してください。 * 警報が解除されていても、通学路が危険な場合など危険が予想される場合は、休校とする場合があります。 * 給食施設の停電により給食が提供できない場合は、午前中の3限の授業を行って、下校します。	通常どおり授業を実施します。 * 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登下校時	① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応を行います。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導するなど、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）	通常どおりの登下校とします。
在校時	① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨などの状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において児童を保護します。 ④ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下を参考に措置を状況により判断します。 (ア) 通常の下校 (イ) 教職員の引率による集団下校 (ウ) 保護者の出迎え、通学路途中での保護者への引渡し、地域などから協力を得た見守りなどでの下校 (エ) 保護者の出迎えまで学校で保護	通常どおり授業を継続します。

【始業前】
【登下校時】
【在校時】
とも、各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。

※「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校などの措置を継続します。

いずれの場合も、「マチコミメール」（メール配信）で連絡しますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。

大地震・津波発生時などにおける学校の対応について

R7.7 月改訂版

R7 津市立藤水小学校

	〈1〉津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合	〈2〉津市内で震度5弱の地震が発生した場合	〈3〉津市内で震度4の地震が発生した場合
始業前	① 休校とします。 津波警報・大津波警報による避難指示の発令中【対象地域のあ る学校】は、休校とします。 ② 安全な場所に避難するなど、各家庭で安全を確保してくださ い。 ③ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	① 当日の授業実施を含め、学校から連 絡があるまで登校見合わせとしま す。 ② 学校施設、通学路などの安全点検後、 学校から連絡をします。	① 通常どおり授業を実施します。 （登下校の安全確保が困難な場 合は、登校を見合わせてくださ い。）
登下校 時	③ 校内にいる児童を避難場所へ誘導し、人数確認などを行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、 〈1〉、〈2〉の在校時と同じ対応になります。 ④ 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童の避難誘導を行います。帰宅させる、学校や一時避難場所に避難 誘導するなど、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。） ⑤ 児童は、安全な場所に避難します。（通学途中の避難場所について、ご家庭でもご相談ください。）		① 通常どおりの登下校とします。 ② 職員が校区巡視を行います。（登 校時は職員が出勤次第、校区巡視 を行います。）
在校時	（早めの登校や下校後の活動などで一部の児童が在校している場合も同じ対応をします。） ① 児童を避難場所へ誘導、人数確認などを行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方な どの出迎えがあるまで、児童を保護します。（学校からの連絡が なくても、迎えに来ていただくのが基本となります。） ④ 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合は、津 波避難計画に基づき、南が丘小学校に避難します。出迎えがあ るまで、避難場所で児童を保護します。避難指示が解除される まで、保護者も共に避難をお願いします。	② 被害の状況などにより、授業が継続 できるかを判断し、保護者に連絡し ます。 ③ 児童を下校させる場合は、保護者と 連絡をとりながら、通常の下校、教職 員引率による集団下校、保護者など の出迎えによる下校などの措置を状 況により判断します。	⑤ 通常どおり授業を継続します。 ⑥ 職員が学校施設、通学路などの安 全点検を行います。 ＊ 被害の状況などによっては、 〈1〉および〈2〉に準じて適切 な措置をとります。
〈4〉南海トラフ地震臨時情報が発表された場合			
【南海トラフ地震臨時情報（調査中）】 ①状況を把握したうえで、原則通常通りの学校活動 を継続します。		【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）】 ①状況を把握したうえで、原則通常通りの学校活動 を継続します。	【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）】 ①1週間の臨時休校とします。 ②原則1週間後に学校活動を再開します。

いずれの場合も、「マチコミメール」（メール配信）で連絡しますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します